

札幌医科大学中期計画（平成25年度から平成30年度まで）の概要について

1 趣旨

- ・設立団体である北海道から公立大学法人札幌医科大学に指示した中期目標（地独法第25条第1項）に基づき、公立大学法人札幌医科大学が当該中期目標を達成するための中期計画を作成し、評価委員会の意見を聴取の上、北海道が認可するもの。（地独法第26条第1項・第3項）

2 策定の考え方

①中期目標への対応、大学の特色や役割の明確化

○中期目標への対応を基本に大学の特色や役割の明確化の観点から、目標達成のための主要な取組を具体的に記載

②数値指標の設定

○考え方～項目数等：第1期の実績等を踏まえ、必要に応じ設定内容を見直し、第1期を下回らない項目数を設定
設定水準：中期目標の内容を踏まえ、第1期水準を維持・向上を図るよう設定

○設定数～第1期：15項目〔設定終了4〕



*附属病院：「看護体制入院患者比率」、「平均在院日数」、「未収金削減」→概ね目標達成、他指標と入替
 *業務運営：「業務委託人数」→目標達成（委託化の大半を第1期で達成）

第2期：16項目〔新規6（③⑦⑧⑨⑭⑮）、見直し5（④⑩⑪⑫⑯）、継続5（①②⑤⑥⑬）〕

3 中期計画の内容（主なもの）

区分	主な内容	数値指標	
教育 研究等 の 質 の 向 上	教育 ○入学者受入に係る選抜方法及び広報等の検証・改善 ○早期体験実習の見直し、学生への研究体験機会の設定 ○学部間の連携強化、FD活動の推進、臨床技能環境を整備 ○学習効果を高めるための学生支援体制の充実	①教員FD活動参加～年1回以上の参加 ②学生健康診断受診率～100% ③国家試験合格率～94%〔新〕	
	研究 ○基礎医学研究の充実、橋渡し研究の推進 ○がん等道民ニーズの高い研究活動の活性化 ○研究支援・研究者支援機能の検証、事務局体制の充実	④競争的資金申請～年1件以上の申請	
	附属 病院 の 向 上	○診療 ・がん診療等拠点病院、救急医療等の高度専門医療提供推進 ・手術室機能の強化、神経再生医療の充実 ○臨床教育 ・研修医キャリアパスに対する支援、研修内容の充実、処遇改善 ○運営の改善及び効率化 ・診療収入確保、医薬材料費設定など効率的な病院運営	⑤病院収支の改善～H24比H30：6億円 ⑥医薬材料費率（手術等以外）～20% ⑦後発医薬品採用率～9%〔新〕 ⑧高度救命救急センター受入患者数～1,800人〔新〕 ⑨クリニカルパス適用疾患数～20疾患群〔新〕
	社会 貢献	○地域医療等への貢献 ・道と連携した教員派遣推進、特別推薦卒卒業生の地域勤務 ・道立病院をはじめとする公的医療機関への積極的医師派遣 ・救急・災害医療体制の充実、がん・肝疾患等の相談支援 ○産学・地域連携 ・民間企業、異業種研究機関との連携関係の構築 ・産学・地域連携センター機能の検証・改善	⑩公的医療機関への医師派遣件数～100件増 〔中期目標数値指標〕 ⑪他医療機関からの紹介患者数～15%増 ⑫企業等との連携件数～20%増 ⑬公開講座等開催件数～45件（第2期平均） ⑭社会貢献活動情報等発信件数～20%増〔新〕
業務運営 財務内容 改善	○業務運営の改善 ・事務職員業務遂行能力向上、簡素・効率的な組織体制構築 ○財務内容の改善 ・医業収入等の自己収入の確保、経費の効率的執行	⑮事務職員SD活動参加～年1回以上の参加 〔新〕 ⑯運営費交付金縮減～概ね前年比1%縮減 〔中期目標数値指標〕	
その他の 業務運営 等	○施設整備構想等の推進 ・医学部定員増の検討、施設整備後の運営体制構築 ○教職員や学生の安全意識向上、情報セキュリティ確保		
予算、そ の他計画	○予算、収支計画・資金計画、短期借入金限度額、重要な財産を譲渡し又は担保に供する計画、施設及び設備に関する計画、人事に関する計画		
剰余金・ 積立金の 使途	○剰余金の使途（第2期中の目的積立金） ・教育・研究・診療の質の向上及び社会貢献及び組織運営の改善 ○積立金の使途（第1期積立金の第2期への繰越分） ・施設設備整備事業、教育・研究・診療・社会貢献に係る業務及びその附帯業務		

4 スケジュール

平成24年12月25日	中期目標議決・公表、法人指示（道→札幌医科大学）
平成25年2月19日	中期計画認可申請（札幌医科大学→道）
2月21日	北海道地方独立行政法人評価委員会：中期計画に係る意見聴取
3月下旬	中期計画認可（道）

関係法令

地方独立行政法人法

(中期目標)

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の改善及び効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期計画)

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

地方独立行政法人法施行細則

(中期計画の認可の申請)

第3条 法人は、法第26条第1項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の30日前までに（法人の成立後最初の中期計画については、法人の成立後遅滞なく）、知事に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(中期計画の記載事項)

第4条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

(1) 施設及び設備に関する計画

(2) 人事に関する計画

(3) 積立金の使途

(4) その他法人の業務運営に関し必要な事項